別記様式(第4条関係)

広島大学課外活動共用施設使用願

　　年　　月　　日

広島大学長　殿

(申込責任者)

入学年度

学部学科名等

氏名

連絡先

(電話番号　　　　―　　　　　)

下記のとおり使用したいので，許可願います。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 使用団体名 |  |
| 使用責任者氏名 |  |
| 使用施設の名称 |  |
| 使用目的 |  |
| 使用日時  (使用期間) |  |
| 使用予定人員 |  |
| 備考 |  |

(注)　長期使用施設の使用を願い出る場合は，使用者名簿を添付すること。

(別記様式の裏面)

使用上の注意事項

1　使用時間は，午前9時から午後10時30分までとする。ただし，日曜日，土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日並びに春季休業，夏季休業，冬季休業及び学年末休業の期間中については，午前9時から午後9時までとする。

2　共用施設のかぎは，使用団体の責任者が学生総合支援センターで受け取り，使用後は，火気の点検，冷暖房機器の点検，清掃，消灯及び戸締まりを行い，使用団体の責任者が学生総合支援センターへ返却すること。

3　使用団体の責任者は，使用を中止しようとするときは，速やかに届け出ること。

4　許可を受けた使用目的以外の用途に使用しないこと。

5　特に指定する場所以外の場所で火気を使用しないこと。

6　冷暖房機器の使用については，指定された期間及び時間並びに使用上の注意事項を厳守すること。

7　施設，設備及び備品を無断で移動，改廃又は新設しないこと。

8　共用施設内で宿泊をしないこと。

9　使用者が故意又は過失により施設，設備及び備品を滅失，き損等の損害を与えたときは，その損害を賠償しなければならないこと。

10　使用団体の責任者を変更したときは，速やかに届け出ること。

11　1から10までの事項のほか職員の指示事項を遵守すること。

12　本学において緊急の必要が生じた場合は，使用条件の変更又は使用許可の取消しをすることがある。

13　使用者が1から11までの事項のいずれかに違反したときは，使用許可を取り消すものとする。